

議長 確認印	
-----------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 7 月 25 日 16:00 閉会 平成 26 年 7 月 25 日 16:40
2 場 所	委員会室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田恵二（副議長）
6 職務出席者	鈴木道男（議長） 議会事務局長、書記
7 説明員	なし
8 付議事件	第 1. ホームページの引用について
9 議事の経過	<p>副委員長開会 委員長あいさつ 第 1. ホームページの引用について 委員長：事務局に説明を求める。 事務局が説明 （要旨）今般、議会のホームページの一部（議会中継の一部）が「明日の埒を考える会」という新聞折り込みに無断掲載された。 当ホームページは、無断転用を禁止する旨注意事項が入っている。（ホームページをスクリーンに写し説明）通常の場合、公的機関の機関紙等一般に周知させる場合は、特例で転載禁止規定は該当しないが、特に禁止している場合はこれにあたらないとされている。 7 月から一般質問の動画を掲載したが、悪意を持って転載されることを防止するため、「無断転用禁止」とした。今回の転用には悪意はなく、むしろ好意を持って受け取れるが、禁止規定を破っている事実がある。 委員長：今後の対応を含め意見を出してほしい。 小林委員：ホームページの引用をなぜ行ったのか。その真意を知りたい。 割貝委員：引用するときは許可をすることを守ることよい。許可が必要であることを伝えればよいと思う。 鈴木幸江委員：ホームページを引用した意図は、それが分からない。確認する必要がある。それからの話になる。責任者に理由を聞いてはどうか。 鈴木孝則委員：あえて、あのページを切り取って載せたということは、議員の PR とも取れる。無断転用を禁止していることは分かるはずだと思うが。 藤田副議長：憶測で話をしてはいけない。 議長：無断転用に関して申し入れはできるが、そのほかは言うことはできない。 委員長：なぜ無断転用をしたかということを知りたいという意見があったが。 鈴木幸江委員：参考人として聞くわけにいかないか。 委員長：そこまでは必要はないと思う。</p>

小林委員：委員会として、なぜ転用したのかその意図は聞くべきと思うが。

委員長：議会運営委員会として代表者に禁止されていることをどうしてやったのかと聞くことでよいか。

議長：今回の無断転用はそれほど問題ではないのではないかと。開かれた議会を PR しているとも取れる。注意だけでいいと思うが。

委員長：糾弾する意味ではなく、注意事項に書いてあるのに、なぜ転用したかと聞く程度で考えたいが。

小林委員：無断転用を禁止しているのに事実やっている。その点はきちっとすべきである。

委員長：注意とかそういうことではなく、お聞きしたいという考え。

鈴木孝則委員：やったことに対してでなく、これからの点を重視するような感じがよいと思う。理由を聞いても解決にはならないのではないかと。

小林委員：禁止は禁止である。

委員長：なぜやったのかを聞くことは問題ないと思うが。

(聴取不能)

委員長：無断転用というと大げさになるが、文書で注意を促すことが必要である。

事務局：文書は重いこと。今後に向けてどのような場合であれば許可できるのかその点を協議願う。

小林委員：「無断転用を禁ずる」であるから、事前に断ってくれればよい。ダメとは言えないと思う。許可基準とかではない。

事務局：法律では、無断転用禁止規定を入れなければ自由に使うことができる。その点からすれば、何に使うかという報告をもらえばいいということか。

委員長：それでいいと思う。事務局からあるか。

事務局：無断転用は別として、情報公開していくということは、出した情報が利用されるということでもある。ホームページに限らず今後引用、転用に関してはあらかじめ申し出いただくこと、引用先を明記することとして利用いただくということで問い合わせには対応したいがそれでよいか。

割貝委員：できるだけ柔らかく、今後転用等する場合は事務局にご一報くださいでもいいのではないかと。

委員長：事務局に文案を作成させる。

以上で日程第 1 を終了する。その他はあるか。

委員長：休憩する。

委員長：再開する。

委員長：文案は再度委員会に諮るようにしたい。以上で議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長